

鶴岡市休日夜間診療所では 月曜日～土曜日の平日夜間も 診療を行っています。

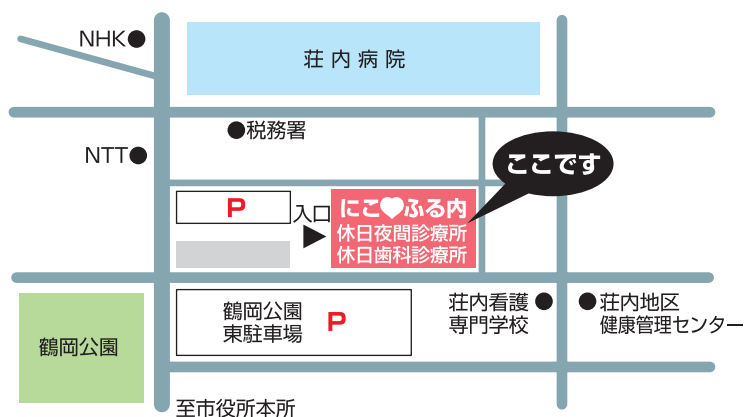
かかりつけ医などの診療時間が終わった後の急病の場合は、休日夜間診療所をご利用ください。

休日夜間診療所の診療時間

診療日	診療科	診療時間	受付時間
月曜日～土曜日 (下記の日をのぞく)	内科・小児科	午後7時～午後9時30分	午後9時30分まで受付できます。
日曜日・祝日 年末年始 (12月31日～1月3日)	内科・小児科	午前9時～正午	それぞれ診療終了時刻の30分前まで受付してください。
	内科・小児科・外科	午後1時30分～午後5時	
	内科・小児科	午後6時～午後9時	

最寄の診療所が開いていない
時間で比較的軽症が軽い場合、
まずは、休日夜間診療所へ。

休日夜間診療所は、かかりつけ医がお休みの休日や夜間にも安心して受診していただき、初期の応急医療を行うとともに、かかりつけ医や二次救急医療機関へとつなぐ役割をしています。



救急医療体制について

一次救急医療機関	診療所(かかりつけ医) 休日夜間診療所	主に外来によって、救急患者を診療します。
二次救急医療機関	荘内病院・協立病院・三井病院	主に入院が必要な患者を診療します。



上記の病院は、主に重症の救急患者を受け持っております。急病で比較的軽症な患者が多く受診すると、本来の重症患者の診療に支障をきたす場合があります。症状が軽い場合は、まずはかかりつけ医や最寄の診療所、休日夜間診療所を受診しましょう。



鶴岡市休日夜間診療所 鶴岡市泉町5番30号
電話 23-5678

社団法人 鶴岡地区休日夜間診療協議会